

用語解説

【 用語解説 】

<数字・アルファベット>

BOD (Biochemical Oxygen Demand) (生物化学的酸素要求量)

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の汚濁を測る代表的な指標。単位は一般的に mg/L で表し、この数値が高くなるほど水質が汚濁していることを意味する。

COD (Chemical Oxygen Demand) (化学的酸素要求量)

水中の有機物を化学的に酸化し安定させるのに必要な酸素の量で、海域や湖沼の汚濁を測る代表的な指標。単位は一般的に mg/L で表し、この数値が高くなるほど水質が汚濁していることを意味する。

DO (溶存酸素量)

水に溶けている酸素量のことで mg/L で表されている。水温・気圧・塩分などでその値は異なるが、汚染度の高い水中では消費される酸素の量が多いので、溶存する酸素量は少なくなる。清浄な水は 19℃ 1 気圧で約 9 mg/L である。

Lden (エルデン)

時間帯補正等価騒音レベルの略で、航空機の騒音を評価する際に用いられる。昼間に比べて音がよりうるさく感じられる夕方・深夜・早朝に観測した音について、補正を行い評価している。

LED (Light-Emitting Diode) (発光ダイオード)

発光ダイオードは電気を光に変える作用をもっており、電子エネルギーを直接光に変えるため、小型で電気の消費量も少ないという特徴がある。

PCB (Poly Chlorinated Biphenyl) (ポリ塩化ビフェニル)

不燃性で熱に強く、絶縁性にすぐれ、化学的にも安定であるなど多くの特性をもった化学物質であったため用途も広範で、熱媒体、絶縁油、塗料等多岐に使用された。カネミ油症事件の原因物質で、皮膚障害や肝臓障害を引き起こすことが知られている。環境汚染物質として注目され、大きな社会問題となったため、現在我が国では製造中止され、使用も限定されている。水質汚濁の環境基準値は検出されないこととなっている。

PDCA サイクル

組織が環境方針及び環境負荷を削減する目的・目標を定め、その実現のための計画 (Plan) を立て、それを具体的に実施 (Do) する。その結果を点検 (Check) し、さらに次のステップを目指して見直し (Action) を行うこと。

pH (水素イオン濃度)

液体中の水素イオン濃度をあらわす値。水中の水素イオン濃度の逆数の常用対数であらわされる。7 を中性とし、7 より大きいものをアルカリ性、小さいものを酸性という。

SS (浮遊物質)

粒径 2 mm 以下の水に溶けない懸濁性の物質をいう。水の濁りの原因となるもので魚類のエラをふさいで死なせたり、日光の透過を妨げることによって水生植物の光合成作用を妨害するなどの有害作用がある。また、有機性浮遊物質の場合は河床に堆積して腐敗するため、底質を悪化させる。

＜ア行＞

亜鉛 (Zn)

主に亜鉛メッキ、黄銅、ダイキャストなどの原料として使われ、鉱山廃水、これらの金属を取扱う工場の廃水から検出される。毒性は比較的弱く、中毒例としては、亜鉛 5～6 mg/L を含む水を飲用して腹痛、嘔吐を起こした例がある。

アルキル水銀 (R-Hg)

有機水銀の1つで、このなかに含まれているメチル水銀、エチル水銀は人間の神経をおかす。また、水俣病の原因とされており、アルキル水銀を含む魚介類を長期に摂取すると慢性中毒となり、知覚・聴力・言語障害・視野狭窄・手足の麻痺などの中枢神経障害を起こし死亡する場合もある。

アンモニア (NH₃)

特有の刺激臭のある無色の気体で、圧縮することによって常温でも容易に液化する。粘膜刺激、呼吸器刺激、腐食性があり、眼に入ると結膜浮腫等を起こす。悪臭物質としての主な発生源は、畜産農業、鶏糞乾燥場である。

アンモニア性窒素 (NH₄-N)

アンモニア性窒素が多過ぎると、稲の生育障害をきたし、また、浄水処理においては塩素滅菌の効果が低下する等の問題が生じる。

硫黄酸化物 (SO_x)

二酸化硫黄 (SO₂、亜硫酸ガスともいう。)、三酸化硫黄 (SO₃、無水硫酸ともいう。) など硫黄の酸化物の総称で、燃料中の硫黄分の燃焼等に伴い発生する。硫黄酸化物は、それ自体有害であり、環境大気中では他の汚染物質と共存することによって人間や動植物に影響を与える。人に対する影響として、「ぜんそく」を引き起こすなど呼吸器への影響が顕著である。

一酸化炭素 (CO)

炭素又は炭素化合物の不完全燃焼によって発生する。一般には、燃料の不完全燃焼によって発生するが、都市における最大の発生源は、自動車の排出ガスである。血液中のヘモグロビンと結合して、呼吸困難を引き起こすほか、温室効果のあるメタンの寿命を長くする。

一般環境大気測定局

都道府県知事等が、大気汚染防止法に基づき、大気汚染の状況を常時監視するために設置される測定局のうち、住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を把握するために設置されたもの。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。

オゾン層

地表から約 10～50 km の高度にあるオゾン濃度が比較的高い領域。オゾン層には生物に有害な紫外線を吸収する作用がある。大気中に放出されるフロンなどのオゾン層破壊物質によりオゾン濃度が低下した部分をオゾンホールと呼ぶ。

汚泥

工場排水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のものであって、有機質の多分に混入した泥水を指すのではなく、有機性及び無機性のものすべてを含むものである。

温室効果ガス

赤外線を吸収する能力をもち、大気中に存在すると気温の上昇をもたらす気体。二酸化炭素、メタンなど7種類の物質が指定されている。人間の社会活動により、大気中の濃度が増大しており、地球温暖化や気候変動・異常気象を引き起こされている。

<力行>

外来種

国外や国内の他地域からある地域に人為的に導入されることにより、本来の自然分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種。特に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）で指定された種は、飼養、栽培、保管、運搬及び輸入といった取扱いが規制される。

カドミウム (Cd)

銀白色の軟らかい金属で亜鉛とともに産出される。メッキや溶けやすい合金の原料として用いられるほか、硫化物は、黄色顔料や塗料として使用される。慢性中毒になると腎臓障害、骨変化を起こす等、イタイイタイ病の一要因として注目された。

環境学習パートナー

環境に関する分野で活動する有識者や市民団体、環境保全対策を推進する企業や事務所など、市に登録している者のこと。

環境家計簿

日常的な生活行動と環境とのかかわりをチェックし、より環境への負荷がかからない暮らし方に改善していくことをめざした家計簿のこと。

環境基準

環境基本法第16条は、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」を環境基準としている。環境基準は行政上の目標値であり、直接に工場等を規制するための規制基準とは異なる。

環境基本計画

地方公共団体が大気、水質、自然環境などを将来にわたって守り、適切に利用していくために策定する計画で、この計画には、望ましい地域環境のあり方を実現するための基本的な方策、その方策を具体化する手順などが示されている。

環境基本法

1993年（平成5年）に制定、施行された環境に関する分野について国の政策の基本的な方向を示した法律で、具体的には、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めている。

環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のこと。

環境への負荷

人の日常生活や事業活動が環境に与える負担のことで、「環境基本法」では「人の活動により、環境に加えらるる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」と定義されている。

環境マネジメントシステム

企業や団体などの組織が、経営や運営の中で、環境保全に関する取組を進めるにあたり、方針や目標を設定し、その達成に向けて取り組んでいくための計画や体制・手続きなどの仕組みのこと。

規制基準

工場等から排出又は排水する物質及び発生する騒音等についての限度を定めた基準であり、この数値は、人体に影響を及ぼす限界あるいは農作物などに影響を及ぼす限界などを考慮して定められ、具体的数値は各法令に定められている。

揮発性有機化合物

トルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称であり、塗料、インキ、溶剤（シンナー等）などに含まれるほかガソリンなどの成分になっているものもある。

クロム（Cr）

空気及び湿気に対して極めて安定な、すなわち酸化されにくい硬い金属であるので日用品、装飾品をはじめとして広くメッキに利用されている。クロム化合物のうち三価クロムは、ほとんど毒性がないが、六価クロムは、極めて毒性が高い。

下水道

下水道とは、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、一般家庭や事業所等から排出される汚水及び雨水を排除するための管渠、ポンプ場及び汚水処理場から構成される施設を指している。

健康項目

環境基準の定められた項目のうち、水質に係る人の健康の保護に関する項目で有害物質を示すもの。

県立自然公園

すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資することを目的として、1957年（昭和32年）に公布された自然公園法の第41条に基づき、すぐれた自然の風景地であって都道府県が条例の定めるところにより区域を定めて指定するもの。

公害

「環境基本法」によると、公害とは「事業活動その他の人の活動にともなう生ずる相当範囲にわたる、大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘さくによるものを除く）および悪臭によって人の健康または生活環境にかかわる被害が生ずることをいう」と定義し、行政的に取り組む公害の対象を限定している。この7公害を通常「典型7公害」と呼んでいる。

光化学オキシダント (Ox)

自動車の排気ガスや工場のばい煙等に含まれる窒素酸化物や炭化水素が、紫外線による光化学反応で発生するオゾン等の酸化力の強い物質のこと。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路。ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの、またこの流域下水道に接続している公共下水道は除く。したがって、一般にいわゆる水域のほか、終末処理場を設定している下水道以外のすべての溝渠、水路が公共用水域に含まれている。

コージェネレーションシステム

石油や天然ガスを燃焼させて発電するとともに、排熱を給湯や冷暖房にも利用することによって熱効率の向上を図るシステム。全体の熱効率は通常の発電の熱効率が40%以下なのに対して70～80%にまで高めることができる。

<サ行>

最終処分場

一般廃棄物および産業廃棄物を埋立て処分するのに必要な場所及び施設・設備の総体を指している。産業廃棄物最終処分場には、安定型（廃プラスチック等を埋立て）、管理型（汚泥等を埋立て）、しゃ断型（有害物質を含む廃棄物を埋立て）がある。

再生可能エネルギー

自然界に存在し、枯渇せず永続的に利用可能なエネルギーで、太陽光、太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などを指す。

里地里山

奥山自然地域と都市地域の間位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念。

産業廃棄物

廃棄物は、発生源によってごみ、し尿等の一般廃棄物と産業廃棄物とに区分される。産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じる廃棄物であり、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック等の20種類を指す。産業廃棄物は、事業所が自らの責任で、これによる環境汚染を生じさせないように適正に処理する義務がある。

酸性雨

酸性雨とは、主として、化石燃料の燃焼によって生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中で変化し、雨水に取り込まれて酸性が強くなった雨のことで、一般にpHが5.6以下の雨をいう。

市街化調整区域

市街化調整区域とは、自然環境や農業などを保全するために、市街化を抑制している区域を指し、原則として住宅の建築や宅地化のための開発は制限されている。

自然休養村

さまざまな公的観光レクリエーション施設のひとつで、農山漁村の優れた自然環境を保全するとともに、その地域にふさわしい観光農林漁業を行うことによって、都市生活者は農山漁村の自然と農林漁業に親しみと安らぎを得、農林漁業家は経済的な地位を向上してもらおうと農林水産省が 1971 年（昭和 46 年）からその事業を進め、都道府県が地区を指定している。

自然休養林

国有林野のうち林野庁が国民のレクリエーションの場として指定し、一般に開放されたものをいう。森林を主体にした風景が優れており、林業との調整が可能なところが指定され、伐採の制限を行うとともに、遊歩道等を設け、国民が自然に親しめるように整備、管理し、森林の保健休養機能（森林浴などの森林レクリエーションにより安らぎをもたらす機能）が積極的に発揮できるようにしている。

自然公園

優れた自然の風景、傑出した自然景観、野生のままの動植物相などを含む広大な自然地域を対象とし、これらの自然を保護し、人々の野外レクリエーション利用や教育の場として、「自然公園法」又は「県立自然公園条例」に基づき指定する地域のこと。自然公園には、国が指定する国立公園、国定公園のほか、圏が指定する県立自然公園の 3 種類がある。

重金属

比重 4.0 以上の金属をいい、水銀、カドミウム、銅、鉛、クロム等生体内に入ると微量でも有害なものが多い。

循環型社会

廃棄物などの発生を抑制するとともに、廃棄物などのうち、有益なものは資源として活用するなど、適切に廃棄物を処理することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。

準用河川

河川法の規定の一部を準用し、市町村長が管理する河川。

浄化槽

し尿等を微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、公共用水域等に放流するための設備又は施設。し尿のみを処理する設備又は施設を単独処理浄化槽、し尿及び生活雑排水（厨房排水、洗濯排水等）を一緒に処理する設備又は施設を合併処理浄化槽という。

振動

物体がある一点を中心に、ある周期をもってゆれ動くことであるが、この動きによって人の生活等が阻害されることを振動による公害という。従って、公害を発生させる振動は「不快な振動」「好ましくない振動」といえる。

水域類型

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の基準については河川、湖沼、海域別に利水目的に応じた水域を区切って AA、A、B、C、D、E の 6 つの類型を設けている。pH、BOD 等の項目について、それぞれの水域類型ごとに環境基準値を定め、各公共水域に水域類型のあてはめを行うことにより、当該水域の環境基準値が具体的に示されている。

水銀 (Hg)

水銀は有害で、水銀の蒸気を吸入したり、皮下吸収すると全身中毒を起こす。水銀の可溶性塩類、例えば塩化第二水銀 (HgCl₂) は、猛毒で消化器官を侵す。致死量は0.2～0.4gである。

水源涵養^{かんよう}

降雨を地表や地中に一時的に蓄え、地下に浸透させることで、河川等に流入する量を調節し、下流における水資源の保全や洪水の緩和等を行う自然の働きのこと。

水質基準

一般に水質を保全するための基準としては、公共用水自体の水質が、人の健康の保護ならびに生活環境保全のために維持されることが望ましい基準として定められる環境基準と、この基準を達成するため、工場等を規制するものとして定められる排水基準とがある。

生活環境項目

環境基準に定められた項目のうち水質に係る生活環境の保全に関する項目をいい、次の項目がある。pH、BOD、COD、SS、D₀、n-ヘキサン抽出物質（油分）、大腸菌群数、全窒素、全リン。

生態系

生物群集（植物群集と動物群集）及びそれらを取りまく自然界の物理的、化学的環境要因が総合された物質系を指している。生態系は、生産者、消費者、分解者および還元者から構成され、無機物と有機物との間に物質代謝系が成立している。自然環境を基準にして、陸地生態系、海洋生態系等に区別され、また生物群を基準にして森林生態系、鳥類生態系等に区別される。

生物多様性

生き物たちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生態系の多様性、種間の多様性（種の多様性）及び種内の多様性（遺伝子の多様性）の3つのレベルで多様性があるとしている。

潟湖

湾口や河口に発達した砂州などによって外海から隔てられた水域でラグーンともいう。

総量規制

一定の地域内の汚染（濁）物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染（濁）物質許容排出量を配分し、この量をもって規制する方法をいう。大気汚染、水質汚濁に係る従来の規制方式は、個々の施設（工場・事業場）の排出ガスや排水に含まれる汚染（濁）物質の量や濃度のみに対象にしていたが、この個別規制では地域の望ましい環境を維持達成することが困難な場合に、その解決手段として総量規制が行われている。

<タ行>

ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、ポリ塩化シベンゾーパラージオキシン (PCDD) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) と定義している。これらの物質は炭素・酸素・水素・塩素を含むものが燃焼する過程などで意図せずに生成される。

大腸菌数・大腸菌群数

大腸菌は、一般に人畜の腸管内に常棲する細菌（ふん便 1g 中に 10 億～100 億が存在）でそれらが水中に存在するか否かによって、その水がし尿で汚染されているかどうかを判断する指標となる。

多自然川づくり

河川が本来有している生物の生息環境や多様な景観を保全・創出し、治水・利水機能と環境機能を両立させた河川管理を行うこと。

脱炭素社会

地球温暖化の要因となる二酸化炭素（CO₂）をはじめとした温室効果ガスの「排出量実質ゼロ」を目指す社会のこと。「排出量実質ゼロ」とは、温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。

多様な主体

市民、事業者（企業など）、行政、NPO 等の民間団体、学校など地域のさまざまな関係者のことを指し、「多様な主体による協働」、「多様な主体による連携」として使われる。

地球温暖化

地球を取り巻く大気中の二酸化炭素、メタンなどの微量ガスは、地表から宇宙へ放出される赤外線を吸収する性質をもち、地表の気温を生物の生存に適度な程度に保っている。これらのガスの大気中の濃度は着実に増加していることが広く観察されているが、このような増加は、地球の温暖化をもたらし、人間をはじめ広く生態系に大きな影響を及ぼすことになるものと懸念されている。

窒素酸化物（NO_x）

窒素と酸素の化合物の総称であり、大気中の窒素酸化物の主なものは一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO₂）である。石油、ガス等が燃焼する際などに発生し、燃焼過程では最初一酸化窒素として排出され、これが空気中の酸素と結合して徐々に二酸化窒素に変わる。発生源は、工場・事業場、自動車から家庭の厨房施設など多種多様である。人の呼吸器に影響を与えるほか、光化学オキシダントの原因物質の 1 つである。環境基準は、二酸化窒素について定められている。

底質

河川、湖沼、海域などの水底を形づくっている粘土、シルト、砂、礫などの堆積物や岩のことをいう。また底質は、貝類や水生昆虫類、藻類をはじめとした色々な底棲生物の生活の場である。水質汚濁の進行に伴って、有機物質や重金属類などが沈積し、底質中に蓄積される。そのため、底質を調べることによって、汚濁の進行傾向や速度について、有用な情報を得ることができる。また、一度底質に移行した各種物質の一部は、溶出やまき上がり現象によって再び水質に対して大きな影響を及ぼすことが知られている。

デシベル（dB）

音の強さなどの物理量がある標準的な基準量と対比して、相対的な比較検討を行うのに用いる単位のことであり、騒音や振動等のレベルを表すのに用いる。振動を耳の感覚に合うように補正した音の「大きさ」をはかる単位を dB（A）という。振動の場合は、感覚に合うよう補正した鉛直振動加速度の「大きさ」をはかる単位を dB といっている。

テレメータシステム

テレメータシステムとは、環境濃度等自動測定機で測定したデータを、無線や専用電話回線を使用して監視室に送信し、得られたデータを集中管理するシステムをいう。

天然記念物

学術上価値の高い動物（生息地、繁殖地、渡来地を含む）、植物（自生地を含む）、地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）などで、文化財保護法に基づき文部科学大臣が指定するもの及び地方公共団体が条例に基づき指定するもの。天然記念物のうち、特に重要なものは「特別天然記念物」に指定される。

銅 (Cu)

銅自身にはほとんど毒性がないか、あるいは極めて少ない。しかし、銅粉末を生ずる作業を行う時の最高許容濃度は1ppmとされ、極めて高濃度の銅粉により気道刺激がおこり、発汗、歯の着色のおこることが報告されているが、慢性中毒になるかどうかは疑問とされている。また、化合物についてはあまり問題は起こっていない。汚染源としては、自然界の岩石からの溶出、鉱山廃水、工場排水（メッキ工場、金属加工工場、化学工場、非鉄金属精錬所等）、農薬（ボルドー液等）などがある。水道水基準1.0 mg/L以下、排水基準3 mg/L以下、農用地土壌汚染対策地域指定要件125 mg/kg以上。

特定外来生物

海外起源の外来生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるもので外来生物法に基づき指定された種をいう。

特定施設

公害規制法令で規制の対象になっている施設で、汚水を排出する施設、大気汚染物質を発生する施設、騒音、振動を発生する施設等をいう。

特定植物群落

環境省が各都道府県に委託して行っている自然環境保全基礎調査において、原生林、極めて稀な植物群落、郷土景観を代表する植物群落等の「特定植物群落選定基準」に該当する植物群落として選定されたもの。

特定物質

物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康または生活環境に被害を与えるおそれがある物質で、大気汚染防止法施行令で定める物質をいう。

都市計画

安全で快適なまちをつくり、そのまちを健全に維持・育成していくため、土地の使い方や建物の建て方などについて一定のルールや必要な事柄を総合的・一体的に定め、全体に秩序あるまちづくりを進めていくための計画。市街地や郊外の農地・山林などを、人や物の動き・都市の発展の見通し・地形などからみて、一体の都市として考えられる区域を都市計画区域として都道府県が指定している。

都市計画区域

都市計画法に基づく法的な規制が及ぶ土地の範囲で、土地利用、都市施設、市街地開発事業等の都市計画を策定すべき対象地域。都市計画区域は、線引き都市計画区域と未線引き都市計画区域とに分かれている。さらに、線引き都市計画区域は市街化区域と市街化調整区域に、また未線引き都市計画区域は用途地域指定区域と用途地域未指定区域（白地地域）にそれぞれ分かれている。

土壌汚染

土壌が、重金属、酸性降下物、農薬、肥料、除草剤などの農薬やごみの不衛生処分によって汚染されることをいう。特定有害物質として、カドミウム、六価クロムなど 26 物質が指定されている。また、平成 3 年 8 月に「土壌の汚染に係る環境基準」が定められている。

トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・1, 1, 1-トリクロロエタン

主に金属・機械部品などの脱脂洗浄剤やドライクリーニング用の洗浄剤として使われている有機塩素化合物である。これらの有機塩素化合物は、一般に炭素と塩素が直接結合した有機化合物のことをいい、一般的には生物分解が困難であり、水にあまり溶けず、油に溶けやすいため、動植物の生体内に蓄積されやすいことが知られている。

<ナ行>

ng (ナノグラム)

1ng とは、1g の 10 億分の 1 の重さをいう。

鉛 (Pb)

鉛及び鉛化合物は有害物質として古くから知られている。他の重金属と同じく原形質毒で造血機能を営む骨髄神経を害し、貧血、血液変化、神経障害、胃腸障害、身体の衰弱等をおこし強度の中毒では死亡する。金属鉛は常温では蒸発しないが粉じんとして吸収し、あるいは経口的に摂取する恐れがある。

二酸化硫黄 (SO₂)

燃料中の硫黄分が酸化燃焼されたときに生ずる無色の刺激性の気体で、金属腐食性と還元性が強い。急性毒性症状は塩素や臭素などと同じであるが、慢性毒性は繰り返し曝露による歯牙しが酸食、気管支炎ぜんそく、胃腸障害、結膜炎、味覚・臭覚障害、全身疲労、さらに高じると酸欠症による症状が現れる。

二酸化炭素 (CO₂)

石炭、石油、天然ガス、木材など炭素分を含む燃料を燃やすことにより発生する気体。産業革命後、化石燃料の燃焼が急増したことや吸収源である森林が減少したことなどにより、大気中の濃度が高まったことが、地球温暖化の最大の原因といわれている。

二酸化窒素 (NO₂)

燃焼や硝酸の製造などから発生する窒素酸化物の一つで、代表的な大気汚染物質である。ボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源がある。

ノルマルヘキサン抽出物質

ノルマルヘキサン抽出物質とは、主として排水中に含まれる比較的揮発しにくい炭化水素、炭化水素誘導体、グリース油状物質等を総称していう。通常「油分」といわれており、鉱油及び動植物油等の油分の量をあらわす指標として使用されている。

<ハ行>

排出基準

大気汚染防止法で定められた排出基準は、個々の工場、事業場から排出される汚染物質の許容限度を定めたものであるが、同じ趣旨のものを水質汚濁防止法では排水基準、騒音規制法及び悪臭防止法では規制基準と表現している。

ばいじん・粉じん・浮遊粒子状物質

ばいじんは、燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生し、粉じんは物の破碎、選別その他の機械的処理又は鉱物等の堆積に伴い発生し、又は発散する物質である。浮遊粒子状物質は大気中に浮遊する粒子状の物質で、その粒径が10ミクロン以下のものである。

排水基準

排水基準は、水質汚濁防止法、生活環境の保全等に関する条例及び上乗せ条例に規定されている工場または事業場からの排水の規制を行うための基準であり、カドミウムなどの有害物質やBODなどの生活環境項目ごとに定められている。

微小粒子状物質 (PM_{2.5})

大気中に浮遊する小さな粒子で、大きさが2.5μm以下(1μm=1mmの千分の1)の非常に小さなもの。

砒素 (ヒ素)

地形等により、自然水中に含まれることがある。また、鉱山廃水、工場排水、鉱泉などの混入によって含有する。昔から知られた毒物であるが、シアンや水銀などに比べると毒性は低い。蓄積による慢性毒性が問題となるので、水道水の水質基準値、水質汚濁の環境基準値とも0.01mg/L以下となっている。

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、その粒径が10μm以下のもので、大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼす。工場・事業場やディーゼル自動車などから排出される人為的なもののほか、土壌粒子、海塩粒子などの自然界に存在するものがある。

プランクトン

水中に浮遊する微小な生物群をプランクトンという。プランクトンは魚のエサとして、またその量的、質的变化は水質管理の基準として役立つ。

フロン

フルオロカーボン(炭素とフッ素の化合物)のことを一般的にフロンと言う。そのうち、CFC(クロロフルオロカーボン)とHCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)がオゾン層破壊物質である。また、HFC(ハイドロフルオロカーボン)のことを一般に「代替フロン」と言う。HFCは塩素をもたないためオゾン層を破壊しない。しかし、代替フロンは二酸化炭素の数百倍から数万倍の温室効果があり、地球温暖化の原因になるとして問題となっている。

保安林

昭和26年に制定された森林法の第25条で指定される森林。水源のかん養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、風害・水害・潮害・干害・雪害・霧害の防備、なだれ又は落石の危険の防止、火災の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健、名所又は旧跡の風致の保存の目的を達成するために必要があるとき農林水産大臣が指定する。

<マ行>

マンガン (Mn)

地殻中に存在する生物には必須元素の一種であるが、マンガンの製造、粉碎、マンガン塩類を精錬する時、マンガン鉱(褐石、MnO₂)により中毒をおこすことがあり、慢性神経症(マンガン病)になる。マンガンによる職業的中毒の例は比較的少ない。

みやぎエコアクション認証制度（宮崎市版 EMS 認証制度）

ISO14001 やエコアクション 21 などの既存の環境マネジメントシステムを簡素化した宮崎市独自の規格に基づき、環境配慮事項の文書化や従業員の環境意識の向上を図るなどして、環境にやさしい事業活動に継続的に取り組む事業者を認証・登録する制度。

メタン (CH₄)

メタン系炭化水素 (C_nH_(2n+2)) に属するものの 1 つで、メタンは天然ガス、石炭ガス、炭坑からのガス、自動車排出ガスなどの中に含まれる無色、無臭のガス体である。メタンそのものには毒性はないが、地球温暖化物質の 1 つである。下水を活性汚泥法で処理するときに行き余る汚泥を嫌気性分解する場合にも、炭酸ガス、メタンガス、その他のガスが発生する。

<ヤ行>

有害物質

大気汚染防止法では、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物をいい、水質汚濁防止法では、カドミウム等 26 項目（「人の健康の保護に関する環境基準」）が定められている。

有機燐

燐と有機物の化合物の総称で、毒性のものが多く、パラチオンは、その代表的なものである。

要監視項目

人の健康の保護に関係する物質であるが、河川・海域等における検出状況等から直ちに環境基準項目とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされたもので、クロロホルム等 26 項目が定められている。

用途地域

都市計画区域において、そこに建てられる建物の使い方を規制・誘導する地域。住宅地の環境を守るための地域や商業のための地域、工業のための地域など、その地域の建物の状況や将来のまちづくりに合わせて、全部で 12 種類に分かれる。（第一種・第二種低層居住専用地域、第一種・第二種中高層居住専用地域種住居地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域。）

<ラ行>

リサイクル

環境汚染の防止、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物（ごみ）の減少を図るために、資源として再利用できる廃棄物を活用することをいう。

類型指定

国において類型別に基準値が示されている水質汚濁の生活環境項目及び騒音の環境基準を、当該地域の河川などの状況や土地利用状況などに応じて具体的に地域をあてはめ、指定していくこと。

六価クロム

三酸化クロム (CrO₃)、重クロム酸カリウム (K₂Cr₂O₇)、重クロム酸ナトリウム (Na₂Cr₂O₇) 等が主なもので、強力な酸化剤として働くため、金属の洗浄、装置の防蝕等に用いられる。六価クロムの毒性は強く、消化器、肺等から吸収されて浮腫、潰瘍を生じる。



宮崎市河川浄化イメージキャラクター

カワット

令和5年度版 宮崎市環境白書

(令和6年2月発行)

(編集・発行)

宮崎県宮崎市環境部環境政策課

宮崎県宮崎市橘通西一丁目1番1号

(問い合わせ先)

電話：0985-21-1761

FAX：0985-22-0405

E-mail 09seisaku@city.miyazaki.miyazaki.jp

☆この冊子は、古紙再生紙を使用しています。